

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが破産した場合の貯玉/メダルの補償業務

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが災害等の事由により経営破綻し「会員の貯玉/メダルを払い戻す能力を失った場合」、貯玉会員の貯玉/メダルは貯玉補償基金によって補償されます。今回は第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが経営破綻してしまった場合に補償業務が実施されるまでの流れをご紹介します。

補償業務の事前準備

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが災害等の事由により経営破綻に至った場合、J-NET では一般社団法人貯玉補償基金と連携して該当法人・ホールの貯玉会員への補償実施の準備をします。

後に、貯玉補償基金理事会で補償適用の可否が審議され、その適用が決定されると、裁判所(破産管財人)と今後についての折衝を行い補償業務について詳細な日程・内容等を立案します。

補償業務の実施要領等については事前に裁判所・関係行政・遊技場組合等へ連絡、報告をし、ご理解いただいた上で、補償業務を実施することとなります。

補償業務の実施

貯玉/メダルの補償業務は、まず貯玉会員へポスターや葉書等で補償実施の案内告知を行います。補償は、賞品(カタログ掲載商品又は一般雑貨等)で行われ、「現地での補償対応」と「郵送した商品カタログでの補償対応」となります。J-NET では一般社団法人貯玉補償基金より委託を受け、ファンの利益保護のため、公明正大に補償業務を実施いたします。

しかし、第三者貯玉保証管理制度未契約の法人・ホールが破産した場合は一般社団法人貯玉補償基金からの補償対応はありません。そのような事がないよう、ファン保護の観点からも第三者貯玉保証管理制度未契約店の制度契約が望まれています。



貯玉補償基金が発動されない場合の貯玉会員の保護

一般社団法人貯玉補償基金は「貯玉補償基金運営規約」に則り、貯玉会員の貯玉/メダルの補償を実施します。

しかし、第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールに於いても、場合により貯玉補償基金運営規約に定める条件が揃わず、貯玉補償基金が発動されない場合があります。

貯玉補償基金が発動されないケース

第三者貯玉保証管理制度契約法人がホールを自己閉店したり、貯玉/メダル・再プレーシステムを終了したりする場合等には、貯玉会員の貯玉/メダルの清算が必要です。

下記のケースのように貯玉補償基金理事会が該当契約法人・ホールに「清算能力がある」と判断した場合は、貯玉補償基金は発動されず、貯玉会員の貯玉/メダルの清算は契約法人・ホールの責任で行うこととなります。

■ 貯玉補償基金が適用されないケース

CASE 1 ホール営業は続けるが、貯玉/メダル・再プレーシステムを停止する

CASE 2 ホールを閉店する(自己閉鎖)

CASE 3 ホールを転売後、貯玉/メダルを清算する

J-NET のバックアップ

J-NET では、契約法人・ホールにおいて貯玉補償基金が発動されないケースでもファン保護を第一義と考え、清算業務の協力体制を整え、貯玉会員へ適切な処理が行えるように、バックアップいたします。清算にかかわる段取りの中で、J-NET が貯玉補償事務代行によって得た豊富な経験から、契約法人・ホールに対して諸々の適切なアドバイスを行い、貯玉会員に不信感を抱かせず、貯玉/メダル・再プレーシステムが安心して利用できる環境の提供に努めています。

貯玉会員の利益保護

貯玉/メダルは貯玉会員の財産です。

破産、自己閉鎖、転売、システム停止等、何なる事由においても貯玉会員の利益保護を第一義として考えなければなりません。

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールの貯玉会員の貯玉/メダルはJ-NETの第三者管理、一般社団法人貯玉補償基金による補償、そして、契約法人・ホールによる清算によって守られています。

ジャパンネットワークシステム株式会社
(略称:J-NET)

<http://www.j-net-sys.co.jp/>

TEL 03-5818-7743(代表)

編集担当/佐々木・江崎